

吉岡（小田垣）貴子

『中世源氏物語注釈史の研究

—『河海抄』を中心に—

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇九年九月十八日

審査委員

主査	中	西	健	治
副査	赤	間		
副査	中	本		亮

論文内容の要旨

まずははじめに本論文の構成を掲げられた章の標題のみによつて示すと以下のとおりである。

序章

第一章 同時代資料からみる『河海抄』の注釈

第二章『源氏一部之簡要』論

第三章『河海抄』の『源氏物語』

終章

綜をきわめる『河海抄』本文が大きな隘路として屹立し、研究者が容易に近づくこともなく今日に至つてゐる。論者はこの難渋する課題を『河海抄』周辺の記事を媒介に据えるとどう見えるかを研究課題にしたと序章で述べてゐる。

第一章は『河海抄』の著者、四辻善成は歌人としてではなく、むしろ時の有力者との交流から源氏物語を読み進めていつたことを『珊瑚秘抄』の奥書を検討することから説明する。つまり、後光嚴院、足利義詮などの権力の中枢にあつた人たちを背景に文運が隆盛し、その一環として『河海抄』もあつたことが明示されているのである。その具体的な事例として『詞林采葉抄』を用いて説く。僧、由阿の手による『詞林采葉抄』には百六十種の文献を引用するにもかかわらず、わずか一例しか引用されていない源氏物語の用例（「つるばみのきぬ」）を巡つて、これが藤裏葉巻と若菜下巻に見える「しらつるばみ」の用いられている物語場面を慎重に考慮したうえでの高度な注釈であると論じてゐる。『詞林采葉抄』が引いた万葉集卷七の歌「橡衣人者事無跡曰師時徒欲服所念」の末尾に記した「又源氏ニハ白橡トアリ可尋之」の「可尋之」として示された「源氏」とはどの箇所を指すのか。『詞林采葉抄』での「可尋之」の用例はあるが、この例のみ依るべき他者の見解を示していない。源氏物語に藤裏葉巻と若菜下巻に各一例ある「白橡」はいずれも公的な賀宴の舞人の装束であり、共に罪におののく人物（光源氏・柏木）が着てゐるのである。そこで両者の「白橡」の注記について『紫明抄』、『原中最秘抄』両者の成立背景の共通性に触れ、さらに同じく万葉歌に注目する『河海抄』が藤裏葉巻の用例に着目していることこそ、この源氏物語本文の解釈に相応しいことを論じる。『原中最秘抄』は先の万葉歌を引いてゐるのであつて、同様な注は『河海抄』にも見られ、また、『河海抄』は『原中最秘抄』と対応関係が認められる。このことから『詞林采葉抄』が「可尋之」と

した「之」は藤裏葉の用例を受けているのではないか、藤裏葉卷に描かれる光源氏の姿にこそ相応しい注として選択されたものであると推論を進めるのである。同じ万葉歌を引く『河海抄』ではあるが、『詞林采葉抄』とは明らかに異なった態度であつて、『河海抄』は、藤裏葉卷の「しらつるばみ」の用語の背景に不義の罪を秘めたまま四十の賀を迎える光源氏を読みとつたのであろうと述べる。このことは貞治年間に近接して成立した二つの注釈書、『河海抄』と『詞林采葉抄』とが直接の関わりこそないものの、二条良基の文化圏にあつたことを示すのではないかと論じてゐる。第二節は現在、一本（天理図書館本・国文学研究資料館本）現存する『光源氏一部連歌寄合』と『河海抄』との関わりを桐壺卷の注「さらぬ月」を中心に論じたもの。『光源氏一部連歌寄合』は二条良基を中心とした連歌壇における源氏物語享受資料であり、『河海抄』は注釈の集成・確立をめざしたもので、互いに方向は異なるものではあるが、物語をいかに解釈するかという点では共通しており、四辻善成は源氏寄合の選定作業の場に居合わせたという見解を示してゐる。すなわち源氏物語・桐壺卷にある「月影ばかりぞ八重律にもさはらずさし入りたる」の箇所について拾遺集を引いているとする源氏釈、これを否定する奥入、三首併記する紫明抄・異本紫明抄に対して『河海抄』は物語の場面にもつとも適う貫之歌を支持するように、物語本文に向き合つた読解をしてゐる点は今後、他の用例をも重ね合わせながら検討が必要であろうが、准拠論として『河海抄』を捉えることではない、一つの注釈方法の姿があり得るのではないかと説く。

第二章は二条良基もしくは彼に近い人物の手になる本学西園寺文庫蔵『源氏一部之簡要』について源氏物語受容の相を考察してゐる。『源氏一部之簡要』は『光源氏一部連歌寄合』を再編したもので、『和歌集心体抄抽肝要』と共に共通の成立圏に成つたものもあることを、具体的な

用例を通して説いてゐる。しかしながら『源氏一部之簡要』は『光源氏一部連歌寄合』をそのまま引用していないことが卷名の扱いから実証できることを説き、次にこれらの卷名和歌について考察を進める。卷名歌については肥前松平島原文庫蔵本『源氏六十三番之哥』とほぼ同じ体裁であろうことを踏まえ、『源氏一部之簡要』の方が混乱は少ないと考証をした後、二書を見比べつつ、源氏物語の受容の具体相を、葵卷、桐壺卷、初音卷について源氏物語本文との綿密な対照を通して、対象として切り出された場面の共通性や文言に源氏物語世界を連歌の場に昇華するべく編纂されたものであろうと述べ、本書の作者に二条良基を推定してゐる。第三章は標題の示すように、『河海抄』がかつていかに源氏物語を読んだことがあつたかという課題を時（中世）と人（二条良基）に限定して考察したもので、稻賀敬二氏がかつて提起された難しい課題に果敢に挑戦した論考である。

まずその対象として『河海抄』に四十一例見られる「和漢朗詠集」を取り上げる。源氏物語注釈史上、初めて「和漢朗詠集」を引用する十八例の内訳は本朝作が十二例、唐土作が六例で、延喜天暦期の人物作に集中してゐる。横笛卷に引用された兼明親王の詩句（巻下・竹）については、朱雀院が女三宮に「たかうな」を贈る場面で引用されている。これは親子の情が描かれる場面であるが、兼明親王の詩句は親子の情に触れる内容ではない。しかしながらこの詩句を引用した背景に朗詠注の記事を媒介としているのではないかとみると納得のいく施注であることが分かろうと述べてゐる。帯木卷の所謂「雨夜の品定め」の場面で式部の丞が語る博士家の女について触れる「鬼」の箇所についても、『河海抄』は先と同様の兼明親王の詩句（巻下・述懐）を引いてゐる。引用された詩句が物語の場面とは異なつてゐるのは、『河海抄』が機械的に「鬼」の記述に引かれて引用したのではなく、朗詠集の注釈記述である「見聞系朗

詠注」あるいは「永済注」によるものではなかつたかと推測する。『河海抄』を単なる準拠論を念頭に置いた朗詠注であるという先入観を捨て、その背後に朗詠集読解という文学的営みを読み取ることで見えてくる注があり、それを含んでの『河海抄』の注釈方法が存在すると考察している。さらに『河海抄』がさまざまな局面で引用している伊勢物語について、単に語句理解のための引用ではなく、物語の内容をも付加させつつ注釈を施していると述べる。例として『河海抄』が引用する伊勢物語第四十一段や百十四段の「男」の装束は和歌知顕集の注釈記事に照らすとき、『河海抄』の注釈意図が明らかになつてくると推論する。

終章では、以上のことから『河海抄』がたんに源氏物語の注釈書という存在ではなく、源氏物語の描く世界に『河海抄』の注釈営為としての学問世界が直截に向き合つてることを読み取るべきだと説く。

論文審査の結果の要旨

序章で述べるように、複雑な成立事情をもつ『河海抄』は源氏物語の有力な参考書としての評価は定まつてはいるものの、『河海抄』自体を対象にした研究は少ない。前代の和漢典籍を十分に活用し、文芸活動を濃密に展開した中世の連歌世界にあって、源氏物語を学ぶことは極めて肝要なことであった。申請者は、その顕著な一人である二条良基を中心とした文芸集団の活動に『河海抄』の著者四辻善成を置いて、その実相がいかなるものであるのかを明らかにしようと試みている。本論文は同時代に成立した『詞林采葉抄』、『光源氏一部連歌寄合』、そしてそれらの影響下にあると看取される『源氏一部之簡要』を通して二条良基文化圏での源氏物語解釈を考察し、また『河海抄』が引く和漢朗詠集や伊勢物語はどのような形のものであったのかを詳細かつ意欲的に考察した論文であり、源氏物語がいかに読まれたかを、時代と人を据えることで浮

かび上がらせた手堅い論考である。

申請者は今日までに『河海抄』に関するいくつかの論考を学会誌に発表しており、本論文の第三章第二節（『河海抄』が引く伊勢物語は、伊勢物語のみならず、和歌知顕集に依拠しているのであろう）を口頭で発表したとき、伊勢物語研究の第一人者である片桐洋一氏をして激賞せしめた見解でもある。その見解はただちに中古文学会の発行する学術雑誌「中古文学」第79号（「学会創設40周年記念号」）に掲載され、高い評価を得たという一事から推しても本論文の学術的価値に見るべきものがあると考えるものである。中世知識人の結晶たる『河海抄』が夥しく引用している伊勢物語の注釈記事を丹念に検討することによつて、それが伊勢物語からの直接的引用というよりも、実はその注釈書の一つである和歌知顕集に依拠しているのではないかとする考証を展開している。和歌知顕集も多くの伝本があり、現在では二系統に括られる本文検討の成果を踏まえ、それとは別（系統）の本を想定し得るのではとの推論を提起し、かつ、『河海抄』が引く伊勢物語が「冷泉家流伊勢物語抄」ではなく和歌知顕集であったのは、『河海抄』の著者が二条家歌人であつたことと関係があるかと述べていることは、今後の検討を俟たねばならないものの、注釈書本文の再検討を迫つた本論文の提起した問題は大きい。

順序が逆になつたが、第一章での「つるばみのきぬ」についての『詞林采葉抄』の注から源氏物語の本文理解に及ぶ考察で、『詞林采葉抄』で取り上げられた和歌を含む多様な万葉歌に言及する『河海抄』の注釈内容を援用しつつ、『光源氏一部連歌寄合』と『河海抄』との接点を証するところでは慎重に推論を重ねつつも、結論的には蓋然性の高さを納得させ得る論述となつてゐる。つまり、『詞林采葉抄』にわずか一例しか引用されていない源氏物語の用例（「つるばみのきぬ」）を巡つて、これが藤裏葉巻と若菜下巻に見える「しらつるばみ」の用いられている物

語場面を考慮したうえでの物語に即した深い注釈であると論じるものであつて、その手法は、あたかも探偵小説の種明かしを読むがごとき快感を覚えるものである。

第二章に引いた二条良基もしくは彼に近い人物の手になると考えられる本学西園寺文庫蔵『源氏一部之簡要』は、論者が初めて翻刻紹介したものである。『源氏一部之簡要』は『光源氏一部連歌寄合』を軸に再編したものと考えられ、室町時代初期成立の『和歌集心体抄抽肝要』と共に共通の成立圈に成つたものもあることを、具体的な用例を通して説く手法は、文化圈という概念を導入することで鮮やかになったことは評価できよう。室町時代には『塵荊抄』をはじめ、数多くの『源氏物語』由来の連歌寄合語を集成する試みがなされている。そのようななたぐいの書物とは一線を劃した高い文芸性を指向するものとして本書を取り上げ、文壇の様相を禁欲的ながらも丁寧に論じており、自ら時代と人を囲む文化圏の実像を浮かび上がらせるように仕組んだ論文である。本論の学界に資する点の多いことを確信するものである。第三章における『和漢朗詠集』古注釈と『河海抄』の関連を考察する第一節に於ての口頭試問でも、なお有力な事例をも示唆する興味深い見解も補足され、その成果が公表される日の近からんことをも審査員一同、期待したことであつた。以上により、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇〇九年七月四日午後2時から午後4時まで、清心館五三教室で行われた。審査委員会は、申請者の本学大学院文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程の在学期間中、中古文学会や二度にわたる中古文学会関西部会等の学外における学会発表など、様々な研

究活動で研究成果を発表し、また公開審査での質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することが適当であると判断する。

『古事記の神武天皇記述の再考察』

学位の種類 博士（文学）
授与年月日 二〇〇九年九月十八日
審査委員

主査 中西健治
副査 金賛會
副査 中本大

論文内容の要旨

本論文の構成を章の標題のみを示すと以下の通りである。（各小節の標題は省略）

はじめに

第一章 古事記神武天皇条における「政」と「聞看す」との結合

第二章 神武記における「天下」

第三章 古事記を貫くコトヨサス

第四章 古事記の神武物語における皇后選定の意味について
おわりに

次に本論文の内容の要旨を簡略に記す。

「はじめに」では、古事記における「神武」の従来の研究が主として「系譜」にあつたことを反省し、本研究では古事記の表現の裏面にある「論理」を精緻に検討すると述べる。

第一章は神武記冒頭にある「政」（「天下之政」）について考察する。八

例ある「政」の用例には各々の意味があり多義的な要素があるが、まずは初見の天孫降臨の条での用例（①）は、神代から地上に移行する箇所であることから先行研究を含め慎重に吟味している。「天照大神が天孫に自分の御魂として鏡を祭ること」であると解する。崇神天皇での用例（③）、景行天皇の条における倭健命の物語での用例（④）、仲哀天皇の条で新羅への出兵の例（⑤）を通して、「政」は「武」による征服を意味し、応神天皇の用例（⑥、⑦）は征服を超えて統治の意味が加わるように、服従しない者を服従させる意味合いで用いられていると説く。ただ、⑥（⑦）には「山海之政」「食国之政」とあることから天皇に直属する山海をも含めての政治を意味していると説く。履中天皇の例（⑧）は反逆者墨江中王を殺す意味があると説き、これらの用例が天皇の命令をもとに臣下が行う行為であることに共通した意味をもつ用例であると述べる。そのうえで神武記冒頭の「天下之政聞看す」の「聞看」について同様な手法で全用例九例を挙げたうえで、再び用例ごとに検討を加える。その結果、「政を聞看す」は古事記の常套表現ではなく神武記のみに見える政治性の意味合いの強い語句であることを述べる。韓国の中「三国史」「三国記」「三國遺事」に見られる「事を聽く」という用例に照らしてみると、韓国の方がより強い政治性を含んでいると述べ、同時に、天帝—解慕漱—朱蒙という高句麗の父系の神話記述における解慕漱の位置が、古事記の神代から人代に移行する神武記に相当すると説く。これらのことから古事記の世界觀を理解するキーワードが「政を聞看す」にあることを確認する作業を試みた。

第二章は神武記冒頭にある「天下之政」の「天下」概念について考証したもの。古事記の用例（②）にあたる箇所である。「天下」に関する先行研究を踏まえつつ、人代の最初の王である神武の条に「天下」が記されていることから、想像の「天下」から具象的に形象された「天下」（「クニ」）

が描かれていると述べる。本居宣長や山田孝雄の「国」の概念についての研究を踏まえ、「アメツチ」から「クニ」に変容する意味を考えるべきだと説く。神武記以後の物語が地上を舞台としていることから、「天下＝国」の概念が確立されているとみて、古事記の最大の関心が「国」にあると説く。そのうえで古事記の「国」に関する概念の先行研究をみる。七世紀初頭の倭国には「国」が百二十ほどあつたと「宋書」「隋書」の記事からうかがえることから、すでに倭国のある政治的な装置もあつたことが分かるという。「ただよへる国」から「国」として完成させることを「修理固成」と表記している。その「修理固成」の意味を考えるために出雲神話の記述のあり方を検討し、「統治」が存在することを証明している。すなわち出雲の神話が終わり大國主神が国々をクリをするように記されることから、そこには天皇が支配する論理メカニズムが記述の背後にあると述べ、従来の研究が「国」を視野に入れない「修理」であつたとして反省を求めている。そのうえで古事記にある三例の「国土」の検討から、政治的と自然的なクニが「修理国家」に深く関わっていくと述べる。

第三章は、物語としての古事記の根本論理が「国を修理固成」するごとであつて、それが「コトヨサス」にあらわれていて、この語句の検討を先行研究を批判的に検証しながら展開している。その手法は「コトヨサス」の主体と客体との対象関係、何をどのようにするのか具体的な内容を焦点に考察するべきだとの考え方で、冒頭「天地初發」の例、伊耶那岐命の三貴子分治の記述の用例、国譲り冒頭から天孫降臨までのすべての用例に当たつて関連する表現をも周到に検討しつつ語義分析をしている。これらから浮かび上がつてきたことは、「コトヨサス」が統治を意味し、「コトヨサス知国」が統治する国を意味するということであり、神武が「天下の政を聞看」したことで神倭伊波礼毘古命によつて「知ら

す国」が完成されたと説く。古事記は「コトヨサス」の内容である「国の修理固成」を完成する事を目的として編纂された書物であり、それに具体的な記述を与えた書物であると述べている。

第四章では神武記の皇后選定に係る「美人」の意味について考察する。系譜を重んじる古事記の世界観が王権を語るとき、国家形成を支える皇后を「美人」と捉え神から人への移行を表現しているところに意味があると述べる。これも古事記の全用例から演繹されたもので、上巻の木花之佐久夜比売の一例は天孫と婚姻するにふさわしい人物を描くためであり、中巻での用例は天照大神の血統と大物主神の血統を結合させるための媒介的存在とみる。神武が選んだ伊須氣余理比売は大物主神の系譜に組み込まれているとみられ、崇神天皇以後の「美人」の例を吟味することで、次第に「神の子」としてよりも人間の側面を濃く滲ませているとみられ、「治天下」との関わりが完成していると述べる。

「まとめ」として、神武記を取り上げた事由について述べ、神話的言葉から歴史的言葉への変化が古事記・神武記に伺われていることを記述の詳細な検討をすることで明らかにしようと試みた考察であると位置づけ、天皇の統治を支える論理を示すために上巻の日向三代の物語を据えて中巻の神武記・東征物語に及ぶ展開を語るところに古事記編纂の論理があることを述べている。

論文審査の結果の要旨

本論文は章の標題にも明らかに通り、古事記における神武天皇条に表記される「政」、「聞看す」、「天下」、「コトヨサス」、「美人」という語句を検討対象としてきわめて実証的な考察を試みているものである。「まとめ」に示されたように、「神話的言葉から歴史的言葉」への叙述の変化を具体的に検証した先行研究はない。文章史や語彙史などの日本語学

的研究手法を援用することなく、類似する「言葉」の使用が場面の類似のみならず、話型を生み出し、それが『古事記』という作品における論理を紡ぎ出すという論者の視点は意欲的であり、また魅力的ですらある。神話研究と表記の考察は、あるいはなじまない要素が見受けられるものではあるが、北東アジアの神話世界を視野に入れつつ、日本神話を從来とは異なる角度から検討していることで見るべき点があろう。ただ、問題とする箇所以外の引用文を含めての引用文が長文になることがしばしばであり、論の円滑な展開に若干の支障をきたしている点は認めざるを得ない。

「はじめに」で西郷信綱をはじめとする従来の説を批判的に吟味したうえで、本論文が「系譜」としての把握よりも、その裏面にある「論理」としての神武記を考察することにあることを述べる点は、本論文の視点を明らかにしていることで評価できる。

古事記中巻のはじめにある神武記をいかに位置づけるか、神代から人代への移行を叙述上の変化を具体的に追うことでの実相を明らかにしようと試みた意欲的な論文である。神武記についての先行研究の多くは「系譜」に着目しているが、本論文は「論理」としての神武の存在意義を明らかにしようとしている点が顕著である。しかも本論考全体を覆う、頑ななまでの実証主義は、従来、漠然と理解してきた日本人の古事記研究に反省を促すようにも思えるものである。近年刊行された『日本の神話・伝説を読む——声から文字へ』（佐佐木隆、岩波新書）の「あとがき」で、古代の「ことばに注目して神話・伝説の内容を分析し、古い伝承の特徴・成立・変質はどのようなものだったのかを具体的に見ていく」という作業が従来から少なく、かつ、得られた成果も不十分であつたと述べられていることに照らすとき、古事記記述の文言を綿密に抉別し腑分けするような本論文の手法は、一見迂遠な感を催しながらも、堅実な論を導く

ように思えるものである。論者が韓国において日本の古代の作品である古事記の研究を始めたという一事を考慮するとき、新たな視点からの古事記研究の堅実な方法として評価出来得ると思う。『旧三国史』や『三国史記』、『三国遺事』に見える高句麗神話の解慕漱の位置を古事記の神武と比較しつつ説くところは納得できよう。それだけに外国語としての古事記の記述を表記された文言自体に深く分け入つたうえで検討しようとしている姿勢が鮮明に打ち出されている。問題としている文言について、全用例を開示し分析する手法はきわめて禁欲的であり、背景となつた意味を摘出しようとする方法は堅実ではあるが、文学作品としての読み取り方も加味すべきではあつたのではないか。もちろん、想像領域を腑分けすることのもつとも困難な神話研究にあつて、この姿勢を全編に固守し続け、そこから表記の中に滲み出る天皇神話のメカニズムを洗い出すことに徹底している方法は評価できる。ただ、そのことによつてもたらされる論自体に作品として把握しようとする躍動感の稀薄さは認めざるを得ないところである。しかしこれは論自体の評価と係るものではない。なお、推論を重ねる段階において、用例の引用と説明に拘泥するあまり、枝分かれをしていく記述がまま見受けられ、晦渋な展開となつている点が惜しまれる。たとえば、第一章の「政」を述べるところで、「山海之政」、「食国之政」をあげて「食国」の用例に分け入るところ、第二章の「天下」、「国」、「修理」と語句を追いながら進め、さらに大国主神の「国修理」を論じる点、第三章で「コトヨサス」を明らかにするために「身を隠す」、「別天神」、「天」の考え方、「トコ」などの説明に分かれて述べるところ、さらには第四章で「美人」の用例検討から「大物主神」の話に分け入るところなどは、問題点の焦点が脇道に入り込むようになつて、問題の焦点が絞りにくくなつてしていることで、核心を標榜しながらも、かえつて論者の見解をわかりにくくさせている箇所であつて、

論述の方法に若干の工夫がほしいところではあった。もちろんこれらは論全体から見れば、ほとんど支障にはならないものであることは言をまたないことである。

論者最大の問題意識は『古事記』中巻冒頭の神武天皇記事における「支配」や「統治」の仕組みを使用語彙の特質によって明らかにする点にあつた。その問題意識は有効で、審査員一同、その手法の確かさを高く評価するものである。一方、「國土」や「政」、「征」などの概念を同一線上で論じる問題点が本論文で逆に照射された点も興味深く感じられた。実証的方法論に重きが置かれるあまり、視点のダイナミックさに欠ける点は短所であると同時に、論者の学問姿勢を如実に示す利点でもあると評価できよう。今後の更なる成果が期待できる好論文であった。

以上により、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するのに相応しい水準に達しているものと評価した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇〇九年七月四日午後4時半から午後6時半まで、清心館五三一教室で行われた。審査委員会は、申請者の本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の席上での多くの質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することが適當であると判断する。

第一章「猪八戒の武器とその訛語をめぐって」は、明代小説の代表作の一つ『西遊記』中の重要な登場人物のひとりである猪八戒が用いる武器に関する考証である。猪八戒の武器は、「釘钯（ていは）」と呼ばれる。しかし、実際にどのような武器であるのかについては、中国元明代の時点において、具体的な視覚イメージに混乱をきたしていいたようである。小説の挿絵でも棍棒のように描かれるなど、様々に解釈されている。西

『中國近世の歌謡と小説の世界』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇九年九月十八日

審査委員

主査

芳村弘道

副査

上野隆三

副査

萩原正樹

遊記ものの演劇でも、小道具としての「釘鉗」には混乱が生じていたはずである。西遊記は日本にも受容され、淨瑠璃に仕組まれたりしているが、その際「熊手」と翻訳されており、中国での「釘鉗」のイメージからさらに変容していることが分かる。さらに、現代の西遊記研究者に至つては、「釘鉗」を「まぐわ」と和訳しているが、これは適当ではなく、それならば江戸以来の「くまで」という和訳の方が、「釘鉗」との共通点が多い。しかし「釘鉗」の形態に基づいて、正確に和訳するならば農器具の「さらえ」をもって、これに当てるべきである。猪八戒の武器が農器具を転用したものと解し、始めて彼のブタとしての性格付けが明瞭となる、と結論づけた。

第二章は、中国近世の歌謡文学に重要な位置を占める散曲に関する論文「『閏一更』考——元明における恋歌の一側面」であり、「閏一更」という文句をもつ作品に注目し、中国の「きぬぎぬ」の歌についての考察を行つたものである。一夜をともに過ごした男女が、明け方にその別れがたい気持ちを歌う、それが「きぬぎぬ」である。「きぬぎぬ」をテーマにした歌は、世界中にあまねく見られるのだが、それでは中国における代表的な「きぬぎぬ」の歌は何だろうかと考えた場合、元明清間の文学に散見される「閏一更」こそがそれに相応しいと論ずる。「閏年があるように、今夜のこの五更にも閏が欲しい」といった内容を歌う作品がある。元明清三代に亘つて見られ、これが色町を中心として流行した文句であつたのではないかという考えを示し、当時の人々が意思の力では如何ともしがたい願望を「閏一更」という表現に託したと論じている。

第三章「元代北曲【一半兒】」から、明代南曲【駐雲飛】へも散曲についての論文である。中国近世歌謡のメロディーたる詞牌と曲牌との関係については、その音楽が滅びてしまつた現在では、明らかに出来る部分は少ない。しかし、詞牌【憶王孫】と北曲牌【一半兒】とは、その体例

に共通点が多いことから、同一のメロディを持っていたと考えられる。詞牌【憶王孫】の末句を「一半〇〇一半〇」に固定して、順番に唱和してゆく酒令から、北曲牌【一半兒】が成立したものと考えられる。元代には【一半兒】の流行に押されて、【憶王孫】はあまり歌唱されなくなつたようである。そして、【憶王孫】の存在が人々の記憶から忘れ去られた頃、【一半兒】の末句は必ず「一半〇〇一半〇」であるという先入観を逆手にとつて、「幾處〇〇幾處〇」と歌い、人々の意表を突く作品が現れた。また、明代になると、【一半兒】に由来する「一半〇〇一半〇」という歌詞が、南曲【駐雲飛】へと伝承されてゆく。【駐雲飛】の末句を「一半〇〇一半〇」に作ることが定着した明末の頃になると、末句を「二字〇〇一字〇」に作ることで、人々の意表を突こうとする作品が現れた。以上のように論者は、北曲牌【一半兒】の沿革を丹念に追求し、【一半兒】が割り切れぬ思いを表白するための形式であつたという結論を示し、元明人が文学によつて心の迷いというものを如何に表現したのかを考察した。

本論文の末尾には附論「沈義甫（沈義父）の生平について」が置かれている。これは、詞の本質を理解する上で、張炎『詞源』と並び重要視されてきた『樂府指迷』の撰者である沈義甫の伝記研究である。『樂府指迷』は甚だ著聞するが、沈義甫自身の生平に関しては、これまで蔡嵩雲「沈義父小伝」（『詞源注 樂府指迷箋釈』附録 人民文学出版社、一九六三年）の簡略な記載以外のことは知られていないなかつた。論者は、蔡嵩雲が利用しなかつた地方志などを利用することで、「沈義父小伝」では一切言及されなかつた沈義甫の家系を解明し、沈義甫の生卒年や、交友関係、また朱子学と縁の深い人物であつたことなどについても詳細にした。また『全宋文』（上海辞書出版社・安徽教育出版社 二〇〇六年）未収録の沈義甫佚文一篇を発見、紹介した。

論文審査の結果の要旨

一八〇

本論文の主題は、「序」に述べられているように、割り切れない迷いの思いを元明人がどのように文学として表現したかを解明することである。いつたんは心に決めておきながら、つい誘惑に負けたり、やはりこつちが良かつたかと迷つたりすることは、多くの人間が経験するところであります。そうしたいわば人間の心の弱さを丁寧に描く文学として、論者は小説と元明曲とに着目する。小説や曲は当時新興の文学ジャンルであり、娯楽的な要素も強く持つが、伝統的な詩文では必ずしも充分には描けなかつた人間の諸相をさまざまに表現するという側面を有しており、論者がこの点に注目して研究を進めていることは高く評価できよう。

第一章「猪八戒の武器とその訳語をめぐって」における考証は、文献資料だけではなく画像資料も駆使したものであり、「釘鉗」を「まぐわ」とする訳語は適当ではなく、正確には「さらえ」とすべきだという結論も説得力を持つものとなつてゐる。『西遊記』において猪八戒は、取經という大きな目的がありながら道中においてさまざまな誘惑に負けてしまう者として描かれている。猪八戒の本性はブタであり、いわば人間が「さらえ」と訳すべき農具であり、古来農業と密接な関わりを有するブタと農具という組み合わせが、『西遊記』の作品世界において重要なあるという論者の指摘は興味深く、今後の研究への広がりも感じさせる。

第二章「『閨一更』考—元明における恋歌の一側面—」および第三章「元代北曲【一半兒】から、明代南曲【駐雲飛】へ」では、元明の散曲を本格的に取り上げているが、元散曲についての専論は、田中謙二博士の「元代散曲の研究」が日本ではほとんど唯一と言つてもよい。かかる研究状況において、論者が果敢にも読解易からざる散曲研究に挑んだことは高

く評価すべきである。さらに田中博士の研究が、従来の文学作品とは異なる散曲の新しい特質を論じるのに対し、既存の文学ジャンルである詞の連続乃至は亞流としての散曲作品に注目するなど、これまでの研究とは異なる新たな視点から散曲の文学性を解明しようと試みていること、非常にすぐれた研究であると評し得る。

第二章における「閨一更」とその類似の用例を挙げての翔実な考証は、充分に評価されてよい。ただし「閨」を「ふやす」と解釈できることは、既に『漢語大詞典』に記載されており、特に新しい見解とは言えない。また明代の書物である『風月機闇』を引いて青楼の妓女の実態を示し、そこから「閨一更」という表現が妓女の言葉から生まれたとするが、逆に「閨一更」という文学表現が先にあつて、宴席などでそれを聞く機会の多かつた妓女たちがその表現を利用したという可能性も考えられ、ここでの考証はやや正確性を欠くと言わざるをえない。しかし「閨一更」という言い回しの発生と伝播について、一つの可能性を示していることは確かであり、その論証の努力は多とすべきであろう。本章の末尾において、論者は「閨一更」という表現の流傳について、単純に北方から南方へと伝わつたではなく、南方の吳歌を聞いた北人がその表現を北曲に取り入れたのではないかという仮説を立てている。論者自身も述べているように、現存の資料からは、これを証明する手立ては無いが、元代初期の官僚たちの江南愛好の風を考えると、可能性を充分に有する仮説であつて、「閨一更」という表現の分析のみにとどまらず、その歴史的な流傳にまで言及している点にも高い評価を与えることができる。

第三章では、諸種の資料や作品を引き、【一半兒】が酒席等において末句を固定することにより、難度を増した遊戯文学として唱和されたことを証明する。その論証は、充分な説得力を持って展開されている。ただ、曲牌名とその作品内容の先後関係について、混乱した記載が見られ

たことは残念である。また【一半兒】という曲牌が確立した年代推定において、些か不正確な論断が行われている点も問題であった。しかしながら、【一半兒】から【駐雲飛】へという流れを丁寧な考証によつて明らかにし、元代から明代へと遊戯的な歌謡文学が継承、発展していく様子を具体例から検証し得てることは大きな意味がある。

以上の第二・三章において、青楼や酒席での歌謡表現は、たとえ虚構や遊戯の語であつたとしても、人間の迷いを鋭くとらえたものであることが示され、そのような文学が元代から明代へと流傳し、また変化していく諸相を明らかにしており、本論文の主題が巧みに展開されていると認めることができる。

末尾の附論「沈義甫（沈義父）の生平について」は、本論文の主題とは直接的には関連しないが、論者のすぐれた考証能力を如実に示す好論文である。『薬府指迷』の著者である沈義甫は、『詞源』を著した張炎とならんで宋末元初における重要な詞論家であるが、その生平についてはこれまで簡略な記載以外のことは知られていなかつた。論者はこの附論において、近年整理、出版がすすんでいる地方志を綿密に調査してその記述を駆使することにより、沈義甫の家系や生卒年、交友関係など、從来ほとんど不明であった事實を丹念に掘り起こし、さらに『全宋文』未収の沈義甫佚文一篇を発見、紹介するなど、多くのすぐれた成果を挙げている。日本では、これまで沈義甫に関する専論は皆無であり、中国においても稀である。ただ中国では近年、厖大な各種書物の出版や電子化の進展にともない、新たな資料の発掘が盛んに行われており、その意味で本附論は、中国においても高く評価されるであろうと思われる。

以上、本論文は中国近世文学研究上、多くの有益な新見解を提示し、すぐれた内容を備えている。ただし、第一章では、一部の引用資料に誤変換が見られ、文章の体裁上でもいくつかの問題が見られた。また上述

したごとく、第二章・第三章において論証の一部にやや妥当性に欠くところがあつた。こうした点は甚だ惜しまれるが、本論文は高い水準を示す論考であり、学位授与に値する論文であると充分に認められる。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇〇九年六月二十七日午前10時から11時45分まで、末川記念会館第三会議室で行われた。

当該学位申請者は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中に三篇の論文を公刊し、その研究成果を学界に問うている。

中国語においては古典・現代語の文献を自在に駆使し、難解な散曲を読み解き、その語学力を本論文中に遺憾なく示した。また散曲に関する英文の論著の一部を正確に翻訳して、これを本論文の附録とし、英語の能力を有することも示した。よつて二種の外国语の能力を備えることを確認し得た。さらに審査委員会は、公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することが適當であると判断する。

宮本敦恒

『幕末における徳川幕府変容過程の研究』

動向・言説の分析に偏らない、「勝手方」などの政局以外の広汎な幕府の「公儀」の権能を分析することによって、初めて当該期の幕府権力の性格は明らかになると主張されている。

論文内容の要旨

学位の種類 博士（文学）
授与年月日 二〇〇九年九月十八日
審査委員

主査 桂島宣弘
副査 青山忠正
副査 小関素明

本論文は、元治年間（一八六四年）以降の徳川幕府を対象に、その組織構造や人事などの諸権限を具体的に分析することで、当該期に内外の厳しい政治的課題に直面した徳川幕府が、いかなる政権を志向していたのかを再検討し、もつて幕末～明治維新期の政治史研究に一石を投じようとしたものである。扱われている時期は、「元治国是」と呼ばれる勅の発令（一八六四年）から大政奉還（一八六七年）までである。

第二章「將軍進発期の人事にみる幕府内権力構造」では、禁門の変勃発以後、慶応元年（一八六五）に將軍が軍を率いて江戸を発ち、朝廷・幕府間で政治体制について議論する状況となり、長期に大坂に駐屯することとなつた時期の人事発令から、当該期の幕府構造が解明されている。用いられている史料は、これまでほとんど活用されてこなかつた『御進発中日記』『在阪中日記』（いずれも内閣文庫蔵）などである。ここでは、

江戸と大坂双方に分かれた幕府は、幕府内の人事権や、これまで江戸において日常的に幕府・諸藩間で行われてきた政務をも分担せざるをえなくなつたこと、そして「勝手方」に關わる個別領主からの申請以外は双方が自由な裁量をもつて決裁する体制となつたことが実証的に示されている。

第三章「將軍進発期江戸・大坂間の幕府政務処理について」は、第二章を受けて、今度は「勝手方」も含めた江戸・大坂間の政務処理がどのようになつたかが分析されている。具体的には、「先例」

が蓄積されている江戸の機構と、幕末政局の中心となり朝廷・幕府・諸藩間の政治的交渉の場と化した畿内の相克を、「公儀」としてどのように一元化していくのかが検討されている。最終的には、特に重要と判断された政策は大坂が再チェックするシステムが構築されるが、他方で諸藩から見た場合は、将軍の存在する大坂こそが政務処理の場に他ならず、この点が幕府内に新たな矛盾を生み出していくこと、しかしながら幕府は、こうしたことを大坂一極で「調整」することなど全く想定していかなかったことが明らかにされている。

第四章「江戸・大坂の幕閣間のイニシアティブ争いと将軍慶喜の支持基盤」では、こうした矛盾が、江戸・大坂間のイニシアティブ争いとして顕在化していく過程が分析されている。ここで江戸幕閣側で注目すべき人物として取り上げられているのが、水野忠精ただきよである。すなわち、水野は大藩による合議の場としての「江戸詰組合」を江戸に設けることで、あくまで江戸を中心とした幕府権力の再編成を目指す。だがそれは大坂方の容れるところではなく、水野は罷免されることとなるが、それは決して大坂方がイニシアティブを握ったことを意味するものではなく、むしろ大坂方も二元的システムを積極的に止揚しようとはしなかつたとされている。

第五章「慶喜政権における政務処理の実態と政権構想」では、以上の二元的システムの解決に乗り出した者こそが、十四代将軍家茂死後、当時の老中衆に支持されてその跡を継いだ徳川慶喜であつたとし、その政権構想が、将軍職を相対化し、「太閤之例」に倣つた関白制や「五局制」を目指すものであつたこと、慶喜はまた老中の家格改革にも取り組み、江戸と大坂・京都を包括した新たな武家政権を模索したと主張されている。具体的には、「太閤之例」に倣つて武家の棟梁として徳川家が朝廷に政治参加し、将軍の次に幕府の政策決定を担う老中職に広汎な武家が

参加できるようにしていく体制が、慶喜の政権構想であつたとされる。それは、所属する社会的身分により支配機構への参加秩序が決定される近世秩序を破壊せずに、いかに徳川家による武家政権を維持するかに眼目があつたものである以上は、決して徳川絶対主義と呼ぶべきものではない、というのが論者の主張である。大政奉還も、こうした政権構想の上に成されたものであつた。

終章「幕末における徳川幕府の変容・変革」では、以上の論点が整理され、今後はさらに諸藩の留守居との関係も含めて、当該期の政治¹¹「公儀」の性格は明らかにされるべきであるとしている。

論文審査の結果の要旨

審査委員三名の合議に基づく見解は以下の通りである。

本論文は、とりわけ以下の四点において高い独創性を有し、幕末維新史研究に大きな貢献を成すものと評価できる。第一に、大坂・江戸といふ両軸をもつて、「元治国是」以降の政治過程を描ききつた点。この間、幕府研究に関しては、一元的にそれを捉える長期の視点を脱し、一會桑と江戸幕閣を区分する研究が現れてきているものの、幕府権力論として統一した視点は未だ提示されていない。この意味では、一會桑権力をも包括した江戸・大坂二元権力という視点は、今後の当該期幕府研究に重要な示唆を与えるものとなるだろう。第二に、幕府の通常業務の様相に視点を据え、そこから「公儀」の性格を考えようとした点。いうまでもなく、幕府権力が「公儀」たる所以は、領主権力の長として、慣習法を維持し、その継承・紛糾等を決済してきたところにある。ところが、従来の幕末維新史研究は、めまぐるしく変転する政局を中心に分析を進めあまり、その崩壊に至る過程を政局的な因果関係から説明することに終始してきた。それ故、天保期までの近世史研究と幕末維新史研究の間

には深い溝があると評されることが多かつたが、本研究はその溝を埋める意義を有する研究と評価できよう。第三に、権力の機構・システムを文書様式・文書発給様式から分析した点。この点も、従来は静態的な機構の変遷に目を奪われがちであつた欠点を克服するもので、どのような過程で政令が伝達されるのかを丁寧に追いながら、政令伝達システムから権力構造を分析しようとした点は斬新なものと評価できる。第四に、上記により必然的に生じることではあるが、用いられている史料も、従来は幕末維新史研究でほとんど顧みられることのなかつた「勝手方」史料、さらには通常業務の日誌類、命令伝達過程を示す手紙類である点である。それ自身が新史料の紹介としても意義を有するが、同時によく知られている政局関連史料をも新たに見直す契機となることも予想される、きわめて貴重な史料の提示であると評しえよう。

この他、第一章では、一會桑権力に加え、在京老中を焦点化した点、第二章では、『在阪中日記』『江戸幕府日記』『御進発中日記』などの史料批判的考察、第三章では、当該期の「勝手方」の様相を具体的に紹介し分析した点、第四章では、水野忠精の政権構想に初めて着眼した点、第五章では、慶喜政権の政権構想について「太閤の例」との関連で捉えるべきことを説いた点、さらに「五局制」中にも老中連署が従来通りであることに注意を喚起し、そこから政権の性格を説き明かそうとした点などは、学界に寄与しうる重要な指摘であるといえよう。

問題点として一番大きな点は、本論文を幕末維新史研究に位置づけ直すならば、何を積極的に主張しようとしているのかが、やや不鮮明になつてゐる感があることである。明治以来の幕末維新史研究の膨大な蓄積全てを踏まえて自らの研究を位置づけることは、無論困難な作業であることは理解できる。だが、本論文が一會桑政権論、畿内イニシアティブ論、徳川絶対主義論などを批判していることは分かるとしても、最後まで江

戸の「蓄積」にも依拠していたとされる徳川幕府権力の政治的性格を明らかにすることは、具体的政局とどのように関連するものなのか、あるいは何故に最終的には倒壊に至ることになるのかが、もう一つ明確になつていなかつたといふ。総じていえば、本論文は近世の「公儀」研究に引きつけて幕末の幕府研究を実践したといえるものの、今度は幕末維新史研究の論点との関連が不鮮明になつたといわなければならぬ。また、幕府の通常業務に視点を据えるといいながらも、それが近代的政治・行政と大きく異なる領地所有権に関わる「家政」的なものである点が等閑視されている感がある。この点を厳密に捉えることで、近代史研究の多くが「誤読」してきた「政令」「大政」概念を根本的に批判した上で、幕藩政治論となるのであり、この点でも本論文はやや不徹底な点を残しているといわなければならぬ。

以上の問題点・課題はあるものの、本論文が幕末維新史研究に大きく寄与するものであることは間違いない。とりわけ、昨今の幕末維新史研究が政局政治史的性格が強い中で、「公儀」という幕府政治の根本的性格に切り込んで分析しようとした点は、そのスケールや問題意識は高く評価されよう。また、歴史研究には不可欠な徹底した史料収集と史料批判、緻密な分析という点でも本論文は優れた内容となつてゐる。日々の研鑽の成果として、この点も評価したい。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇〇九年六月二十八日午後4時から6時まで、末川会館第三会議室で行われた。審査委員会は、申請者の本学大学院文学研究科史学専攻（日本史学専修）博士課程後期課程の在学期間中における学会発表（日本史研究会・大阪歴史学会等）などの様々な研究活動、能登川町史等の地方史編纂事業への参加などの社会的活動、さらに公開

審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、申請者は大韓日語日文学会など韓国学界ともネットワークを築き、韓国の学術雑誌『日語日文学』において厳格な審査を経て論文を公刊するなど、国際的にも高い評価を得ていることも、博士学位に相応しいものであるとの判断を行つた。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することが適当であると判断する。

谷 犀

昇

『後鳥羽上皇の政治課題と公事・宗教儀礼』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇九年九月十八日

審査委員

主査 杉橋 隆夫

副査 大山 喬平

副査 本郷 真紹

論文内容の要旨

本論文は、後鳥羽上皇の政治課題と政策に関連して、神器・大嘗会和歌地名・密教修法・寺社参詣等、公事・宗教儀礼が果たした政治的役割を個別具体的に検証する作業を通じて、後鳥羽上皇に関する新たな理解と政治史叙述を創出しようと企図する。構成は、本論五章と補論一および序言・結言、「後鳥羽上皇関係年表（稿）」とから成る。

まず「序言」は、以下の行文につき、後鳥羽の政治的生涯を、幼帝・親政・院政の三時期に区分、神器・大嘗会和歌地名・密教修法・寺社参詣の四方面から論ずる旨を宣する。

本論、第一章「後鳥羽上皇研究の進展と課題」では、権門体制論を軸に中世前期国家論を概括、後鳥羽上皇にかかる研究史を精細に紹介、整理したうえで、鎌倉時代の公家政権研究は、これを促進させた権門体制論の特質と相俟つて、静態的制度史に傾斜する傾向が認められるとする。したがつて今後の研究に求められるのは、動的政治史叙述と加えて包括

的後鳥羽論の構築だと主張、かかる課題と以下の具体的行論との関係を説明して章を結ぶ。

ところで、後鳥羽天皇（一一八〇～一二三九）は、内乱最中の寿永二年（一一八三）八月二十日、西海に兄の安徳天皇がありながら、院命により史上初めて神器不帶のまま践祚した天皇としてつとに著名だが、第二章「後鳥羽天皇在位から院政期における神器政策と神器觀」では、この神器不帶践祚を後鳥羽政治の出発点と位置付け、平氏都落ちにともなう神器出京から壇ノ浦海戦における安徳天皇および宝剣の海没、宝剣の不在から代用宝剣の使用、やがて順徳天皇践祚時ににおける新宝剣（准宝剣）の採用等を経て、さらには後鳥羽自身による宝剣探索活動まで、神鏡・神璽の還京とその意義を交えつつ、朝廷の対応が詳細に跡づけられている。また行論の間、後鳥羽天皇の神器不帶践祚は、繼体天皇の先例に拠つたという通説を否定し、神器の不滅・必還を主張する「藤原俊経神器勸文」に基づいて強行された事実を明らかにする一方、後白河法皇・九条兼実・源頼朝・慈円・藤原定家・順徳天皇および後鳥羽上皇等の、さまざまの神器觀を検討したうえで、当時の代表的神器觀とされる慈円による宝剣喪失にともなう鎌倉将軍必然論を相対化し、上皇自身が有する神器不帶コンプレックスに言及している。

第三章「大嘗会和歌地名に見る王権と在地——後鳥羽天皇大嘗会を中心にして」は、これまで（国文学・民俗学方面からの関心に限られ）歴史学上の問題としてはほとんど注目されず、したがってまた、さしたる研究も存在しなかつた大嘗会和歌詠進史料を再評価し、これを全面的検討の俎上に載せたものである。また大嘗会御禊点地のさいに行われる「風土語り」の存在に恐らく初めて言及し史的分析を加えている。しかして論者は、和歌詠進の手続・実相を復原したうえで、特に悠紀国近江について「風土記」注進地名を詳細に検討、各地名がたんなる観念や美称として注進

されたり、和歌に詠み込まれたりしたのではなく、歴史的な実態をともなう地名として存在した事実を明らかにする。とすると、そこから王権と在地との関係を具体的に示す材料として扱うことが可能になり、後鳥羽天皇大嘗会和歌地名の選択の背景に、安徳天皇の先例を忌避する後白河法皇の政治的意図が存在した事実が指摘される。

第四章「承久の乱に至る後鳥羽上皇の政治課題——承久年中『修法群』の意味」では、今まで一般歴史研究にはほとんど利用されてこなかつた聖教をもつて史料の不足を補い、後鳥羽上皇が承久年中に催行した密教修法を網羅的に検出、その実施状況と現実の政治事件とを対比することによって、各々の意味と目的とを解明するという研究手法が採用されている。かくして、従来もっぱら幕府内部の抗争に原因が求められてきた実朝暗殺事件を、より広い視野で捉える作業が可能になった。本章が主張する新説は、次の二点に集約される。①実朝暗殺事件は後鳥羽上皇が公暁を指嗾し、実朝・執権北条義時の一挙殺害を謀ったものであり、承久の乱は義時を討ち漏らした失敗を贖う第二回戦を意味した。②三寅の関東下向は修法の面ではさしたる関心が払われず、実朝亡き後の将軍繼嗣をめぐつては、A三寅の外祖父西園寺公経、B次期将軍を狙う源頼茂、Cあくまでも皇族将軍による幕府支配を構想する後鳥羽上皇の三者が鼎立し、Aが修法により、Cが武力を用いてBを屠つたのが、頼茂討伐事件の真相である。

なお〈補論〉「後鳥羽上皇の修法実修過程——承久二年十月十三日付醍醐寺成賢普賢延命法供米支配状写」は新出史料の紹介と分析である。標記史料を翻刻、他の史料と比較・対校して前欠部分を復原、醍醐寺における修法実修の経済的基盤に詳細な分析を加え、かつては承久の乱前夜における後鳥羽上皇による修法目的を窺つた。

第五章「承久の乱における後鳥羽上皇の寺社政策——『四箇神領』の創

出と熊野・賀茂・石清水社」は、承久の乱直前（承久二年）に、一国平均の造内裏役免除地として、従来の「三社領」（伊勢・賀茂・石清水）に代わって出現する「四箇神領」なる語に注目し、計28回に及ぶ熊野御幸に加え、これが承久の乱に備えて上皇が熊野社を誘引する目的に出た結果である事実を推測する。他の賀茂・石清水二社についても、各々信仰上の紐帶を梃子に上皇からの懷柔・誘引があつた、とその実態を解明している。とりわけ承久京方に参加した社家の具体的な動きは、（祈祷などの宗教活動を別にすれば）従前不明な点が多かつたが、最近注目され、ようやく部分的利用がみられるようになつたばかりの『賀茂旧記』を独自に解読し、金員による誘導を始め、賀茂社に対する上皇の働きかけを生々しく再現してみせたことは、きわめて興味深い。

最後に「結言」は、各章の要約を紙幅の中央に配し、文頭、研究の回顧によつて導かれる研究課題が、①後鳥羽の時代政治史の動的な叙述、②包括的後鳥羽論の達成、の二つであつた旨を再確認し、末尾には、みずから研究により、A公事・宗教儀礼が政治的意味を持つ中世特有の王権の諸側面が明らかになつた、B後鳥羽の践祚から承久の乱までの全政治過程を追求したことにより、通史的・包括的後鳥羽論の構築に寄与した、と結んでいる。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇九年五月二十九日（金）午前10時から12時10分まで、末川記念会館第三会議室において公開で行われた。審査委員三名による総合所見を以下に述べる。

本論文が主要テーマとする後鳥羽上皇および承久の乱について、歴史学の方面からする研究は、著名な人物・事件の割に乏しい。とりわけ後鳥羽上皇に関しては、これを総体として論じた専門研究書は皆無に近い。

結果である事実を推測する。他の賀茂・石清水二社についても、各々信仰上の紐帶を梃子に上皇からの懷柔・誘引があつた、とその実態を解明している。とりわけ承久京方に参加した社家の具体的な動きは、（祈祷などの宗教活動を別にすれば）従前不明な点が多かつたが、最近注目され、ようやく部分的利用がみられるようになつたばかりの『賀茂旧記』を独自に解読し、金員による誘導を始め、賀茂社に対する上皇の働きかけを生々しく再現してみせたことは、きわめて興味深い。

論文提出者は、こうした研究状況に対し、史料・先行研究の「網羅的」検討と新史料の発掘、あるいは既知の史料であつても、これに新たな意味を付与することによつて関係史料の不足を補い、もつて新事実の発見に努め、「包括的」後鳥羽論の構築を目標とする。

提出された論文は、本文約五六〇枚（四〇〇字詰め原稿用紙換算）に相当し、これに二四ページに及ぶ精細な年表を付す。しかも本文の約四分の一と該年表は全くの新稿であり、ここに論者の弛まぬ精労を知り、甲号論文としては質・量ともに出色の出来である事実を認識する。以下、具体的行文に即して講評を記す。

第一章「後鳥羽上皇研究の進展と課題」は全文書き下ろし、幕府・將軍論から公家・寺社勢力論まで、関係先行研究をほぼ網羅的に検討した力作であり、従前注目されてこなかつた論文を掘り起こした功績も認められる。研究整理の基軸を権門体制論に置いた結果、既往の公家政治研究が静態的制度史に傾斜したとするなど、注目すべき主張を展開しているが、他方、日本史学史上重要な位置を占める守護・地頭論が捨象されている。そこに近年の研究状況と意識とが端的に示されているとも考えられ、是非言及して欲しかつたところである。

第二章「後鳥羽天皇在位から院政期における神器政策と神器觀」は、神器（とりわけ宝剣）不帶の面から後鳥羽王権の本質に迫つた初めての専論であり、当該期政治課題の肺腑を抉つた意欲作である。行論中、新史料の紹介により後鳥羽践祚・即位が「神器不滅」の論理を前提として、「如在之儀」をもつて執り行われた事実が明らかにされ、また、今までほとんど論じられなかつた神器還京問題を俎上に載せ、同所に院と天皇、公武の関係、朝儀上の諸問題が凝縮している趣旨を指摘したのも貴重な成果といえる。

第三章「大嘗会和歌地名に見る王権と在地——後鳥羽天皇大嘗会を中心

に」も、大嘗会和歌詠進史料を再評価し、御禊点地のさいに行われる「風土語り」に初めて注目、悠紀国近江について王権による在地把握の実相を具体的に読み取ろうとした論文である。新手法の提示とその有効性を示した点に高い評価が与えられる。

第四章「承久の乱に至る後鳥羽上皇の政治課題—承久年中『修法群』の意味」でも、宗教史料の政治史的利用が試みられている。すなわち、後鳥羽上皇が承久年中に催行した密教修法を網羅的に検出、これを分析の土台に据えた。図らずもそれは、京都側史料に基づく見方に重きを置く結果をもたらし、これまで専ら幕府内部の抗争と考えられてきた源実朝暗殺事件をより広い視野から捉え、大胆・斬新な見解を導き出す嘗みを可能にしたのである。かかる過程を経た新説が多くちりばめられている。〈補論〉「後鳥羽上皇の修法実修過程—承久二年十月十三日付醍醐寺成賢普賢延命法供米支配状写」も標掲新出史料の紹介と分析である。

第五章「承久の乱における後鳥羽上皇の寺社政策—『四箇神領』の創出と熊野・賀茂・石清水社」は、承久の乱直前に出現する「四箇神領」なる語や近年注目されるところとなつた『賀茂旧記』の記述を解析、上皇の社寺に対する乱への誘引策や実際の動員形態を生々しく再現している。

巻末の「後鳥羽上皇関係年表（稿）」は精細を極め、日頃からデータベースの利用と構築とに邁進する論者の面目躍如たるところがある。

以上、本論文を通覧して看取できる特長は、新史料の検討による新事実の析出である。史料・先行研究の網羅的収集と解析とが説得力を高めており、「結言」にみずから、①公事・宗教儀礼が政治的意味を持つ中世特有の王権の諸側面が明らかになつた、②後鳥羽の践祚から承久の乱までの全政治過程を追求したことにより、通史的・包括的後鳥羽論の構築に寄与した、と自認するのも強ち不当ではないが、現時点ではなお

「諸側面」と「寄与」に留まり、体系化の余地を今後に委ねたとも評し得る。「網羅的」収集に關しても、たとえば第四章で用いられた『大日本史料』データベースで捕捉可能な史料は現存関係史料中の何%と見込まれるのか、大枠と結論に変更をもたらすほどではないにしても、無視は出来ない問題であろう。また後鳥羽上皇は、院政という政治形態が創設されて以来、執政中に出家をしなかつた最初の院である。これを如何に評価すべきか、是非論及して欲しかつた。

総じて、かかる望蜀の言を措き、本論文の内容が博士学位の水準に十分に達しているとの認識は、審査委員三名が一致して有するところである。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、本論文に収められた個別論文五本（第二～五章及び補論）を学術雑誌に公表したほか、いくつかの学会発表をこなし、その都度、学界において高い評価を獲得している。博士課程後期課程在籍中、その学修態度を以て他の学生に垂範し、また、教育界における先達として後輩に対する指導的立場にあつた。審査会場においては、審査委員からする試問内容に的確に応答した。

当審査委員会は、本論文に関する評価、論文審査の結果、その他関連する学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することを適當と認める。

『モンゴル時代の陝西・四川に関する研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇九年九月十八日

審査委員

主査 本田 治

副査 松本英紀

副査 松本保宣

論文内容の要旨

提出論文は、大元ウルス西部における軍事集団の実態——軍閥と諸王との関係——を解明せんとするものである。その構成は、序文、第一章「軍政より見たモンゴル時代の陝西と四川」、第二章「汪世顯一族と鞏昌便宜都總帥府」、第三章「元代雲南王位の変遷と諸王の印制」、第四章「オルドス地方チャガン・ノール分地の所属」、結語、参考文献一覧、初出一覧の四章から成る。

第一章では、一二三五年に始まる四川平定戦に参加した軍団、平定後に駐留した軍団を分析し、各王家から抽出された軍団の集合体であったこと、その主帥が河西地方に分封されたオゴディ家のコデン太子であり、四川派遣軍の構成が同時期の南シシア遠征や河南両淮進攻軍と同構造であつたことを指摘する。一二七八年平定戦が終わると派遣軍の一部は更に雲南・チベット方面に進み、侍衛親軍などが帰還したあと、最前線であつた四川の役割は後方支援基地に変化した。補給基地を期待された当

る。

第三章では、分封された諸王への印綬制度と賜授の実態から雲南王を中心とし、受印者の系譜とその地位の復元を試みる。元朝の印制では金・金鍍銀・銀の三グループ六等級に分かれていた。大徳年間まで金印はウルスを有す諸王が、金鍍銀印は地方鎮戍を委ねられたクビライ庶出系の皇子が、銀印は駒馬都尉が受けていたこと、雲南王の場合クビライの第二子チンキム、第七子アウルクチ、第十子フゲチの三家系が襲位し、多くは金鍍銀印であつたことを指摘する。十四世紀に入り、それまでの印制の慣行も一変する。大元ウルス内外で相次いだカン襲位をめぐる政治的混乱の結果、その引き締めと勝者への恩賞としての王号・金印の賜授事例が急増したのである。乱発された王号・印は単に宮廷儀礼上の標識ではなく歳賜額や戸鈔発給数など経済的意味が付随していた。この時すでに陝西・四川は大元ウルス西部国境の最前線ではなかつたが、各事変への投入軍団の後方基地としての役割で政治的に重視され、かかる印綬監授政策の渦中に置かれていた。

第四章は漢文史料に察罕脳兒又は白海と記されたチャガン・ノールの地の地政学上の意味を考察し、その位置について同定を試みる。黄河湾曲部すなわち明代以降オルドスと呼ばれる地域は、かつて西夏が占拠し、後に宋・金とその支配を争い、最後にモンゴルの手に帰した地域である。この地はモンゴル時代すでにクビライに分地され、マンガラ、アナンダと父子間で襲封している。十四世紀初めに成ったペルシャ語史料「集史」によれば、アナンダは京兆と六盤山周辺に駐営し、さらに北方のチャガン・ノールの地にユルト（遊牧分地）を有し、宮殿を建てたとある。一三〇七年アナンダが成宗テムルの死後の権力闘争に敗死すると、安西王は廢され、分封地は詹事院の管理下に置かれ、所有は勝者アユルバルワダへと移る。一三一〇年分封地には察罕脳兒宣慰司都元帥府が置かれ

た後、元室北帰の前年一三六七年に行枢密院を「阿難答の察罕脳兒」に設置した記事で記録は終わる。マンガラへの分封以来この地が一度も分割されることなく所有管理されてきたことを指摘し、政府によつて繰り返し行われた賑済は、食糧を自給できない管内の駅路・駅站の重要性とその維持への強い意欲を示すものであり、戦役のたびに軍旅がこの地を通過していることもその事実を物語るとする。以上の分析から、これまで諸家が点としてのチャガン・ノールを特定せんとして未だ鉄案を得るに至らないのは、當時地点の呼称でなく黄河湾曲部南岸地域を指し示す名称、言わば行政区画名に近い使われ方がなされていたためと推考する。結論として、大元ウルス西部においても、フレグ・ウルス、チャガタイ・ウルスなど他のウルスと同じ軍事・統治システムが貫徹していたことを確認できたとする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、元朝史を中国史の中の断代史としてではなく、最初にユーラシア大陸にまたがる世界史を開いたモンゴル史の視点から見直そうとする立場にたつ。元朝を大元ウルスと呼び、序言において大元ウルス内の地域をモンゴル高原から見える地理空間に置き換えて説明しているのもかかる立場の表明にほかならない。こうした元朝史研究を相対化する基本的枠組みの見直しは申請者をふくむ若手研究者の共感を得、元朝史研究はこれまでにない活況を呈しつつある。その意味で本論文の提起する枠組みの斬新さは評価してよい。

東洋史の他の分野ではほぼ定着した地域史研究という枠組みも、元朝史研究においては未だ例を見ない。したがつて本論文のごとく陝西・四川地域における政治過程を詳細にあとづけた研究も当然初めての試みである。兵士の動員や補給などの軍事制度、分地分封制と行省制度などこ

これまで個別に研究されてきた統治システムが、地域の文脈のなかで具体的にどのように機能していたかを明らかにすることは極めて有意義なことである。この点も本論文の特徴として評価してよい。こうした地域史研究が可能になつた背景には、これまで知られていた地方志や金石誌のほか近年各地で碑文集が写真入りで公刊されるなど、史料をめぐる研究環境の向上が存する。本論文は研究環境の変化に柔軟かつ敏感に対応した成果だと言える。

そのほかの重要な成果を挙げるならば、四川平定に当たつて動員された軍団が南口シアへ派遣された軍の構成と同じであつたこと、四川各地に駐留した軍団は陝西・山西・河西・河南にアウルク（兵站拠点）をもち、逆に四川にアウルクをもつ軍団が大同や隆興に駐屯し、両者間で人・物の交流が存したことの発見を挙げることができる。またコデン王家の庇護の下、鞏昌都総帥府という拠点を得て陝西・四川に勢力を扶植した汪世顯とその後裔の盛衰の経緯は、最も詳細な「汪氏年代記」ともいうべき成果であり、鞏昌都総帥府と汪氏が利州に置いた四川等處便宜都総帥府との関係をアウルクに擬すことができるという指摘も創見である。印綬についての単なる制度史研究に終わらせず、賜授の実態、事件史と総合勘案することで四川・雲南政治史に新たな内容を付加することができた点も評価できる。

チャガン・ノールの地の分封・帰属関係などを検討した結果、その地政学上・戦略上の重要なことを論証し、モンゴル高原からの視界が、チャガン・ノール→陝西→四川→雲南→パガン王朝と広がつていたことを論証することができたことも成果に加えてもよからう。

本論文の各章において論じられた項目には創見も少なくないが、不満な点が無いわけではない。もともと各章が独立して発表された論文であるため、それぞれは完成度が高いものであるが、各章が互いに呼応しなが

ら、全体として結論にいたるというまとまり感においてやや弱い印象を与えたのは残念であった。また論証の過程で提示される関連史料が多岐にわたり、そのため行論が冗長となり論旨の追跡に困難を感じる箇所があつた。これは論証において慎重、堅実であるという申請者の美点でもあるのだが、提示する史料の精選によって簡単に回避できる問題であり、今後の論文作成において留意されることを希望する。

最後に申請者の主張するモンゴル史の一環としての大元ウルス史研究が、当面これまでの中国史としての元朝史研究によつて作り出された虚像のそぎ落としを喫緊の目標とするのは理解できるが、虚像を修正した後に何をどう描くかという積極的な展望が十分に見えてこない。この問題についても、次代を担うモンゴル史研究者として申請者の一層の研鑽を期待したい。

以上、本論文は多少の欠点はあるにしても、論文全体の価値を左右するほどの瑕疪とはいえず、大元ウルス西部における軍事集団の実態―軍閥と諸王との関係―の解説という所期の目標を高い水準でクリアしている。また大元ウルス西部における軍事・統治システムの実態の解説という地域史の手法をとりながら、「郷土史」の弊におちいることなく、常にフレグ・ウルス、チャガタイ・ウルスなど他のウルスとの比較の視点を持ちえたことも、本論文の成功の要因であり、高く評価できる。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇〇九年六月二十七日午後4時40分から午後7時まで、本学末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、申請者の本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することが適當であると判断する。

望月規史

一九二

『古典考古学者パウル・ヤーコプスターと
「ケルト美術史」の成立
——連環する系譜、乖離する方法論——』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇九年九月十八日

審査委員

主査 小田内 隆

副査 鶴岡 真弓

副査 大戸 千之

副査 高橋 秀寿

論文内容の要旨

「ケルト美術」は、「古典古代と並ぶヨーロッパ美術のもう一つの源流」としてその特異な装飾文様にみられる非古典的イメージによって注目されてきた。本論文は、「ケルト美術史」という学的カテゴリーの確立者——「学祖」として知られるパウル・ヤーコプスターの学史的な位置の再検討をつうじて、今日に至るまでのケルト美術認識の形成過程に新たな光を投じようという試みである。

論文は「はじめに」、「おわりに」の他、5つの章から構成されている。「はじめに」

第1章では、ヤーコプ・スタークが古典美術とは異なったコードをもつ「ヨーロッパ美術のもう一つの源流」を見出したという理解に対して、彼の学問的系譜を吟味することによって、この「発見」のもつ意味を再考する。これまで、ヤーコプ・スタークのケルト美術論を可能にした時代の知的文脈に関する検討がほとんどなされていなかつたため、彼のケルト美術「発見」の正当な位置づけが曖昧なままであつたからである。まず第一に、ヤーコプ・スタークが古典考古学者として学問的形成と活動を開始した事実が強調される。彼がケルト美術論を立ち上げるきっかけとなつたのは、古典考古学者として北方ヨーロッパ出土のギリシア陶器の調査に際して「いかにも奇妙な金属小片」に出会つたことである。第二に、ヤーコプ・スタークのケルト美術論を生み出したもう一つの契機は、同じ頃の先史考古学の発展である。古典考古学者ヤーコプ・スタークはこの分野にも少なからぬ関心を抱いていたが、彼が注目したのはドイツ民族主義的色彩を強めたゲルマン考古学ではなく、ヨーロッパ内陸部で19世紀半ば以来発掘調査が進んでいた、先史考古学上「ハルシュタット」、「ラ・テヌ」と時代区分された鉄器文化の装飾文様であつた。彼はギリシア陶器に取り付けられた「いかにも奇妙な金属小片」と同じ造形原理をそこに見出したのである。以上のようにして、ヤーコプ・スタークは古典考古学者としての問題意識に促されながら大陸の「ケルト美術」を見出した。

第2章では、彼のケルト美術論を学説史的に整理し、その複雑な性格を明らかにする。そのため筆者は「ケルト美術」を主題にしたヤーコプ

スタークの論文13編を検討し、そこに古典考古学者としての問題意識、参照された先史考古学的な遺物研究とのスタンスの異同、同時代のヨーロッパの美術理論との近縁性を指摘する。彼は鉄器時代の遺物群を先史考古学の型式学的研究とは異なり、遺物の文様に注目し、あくまで「美術作品」として扱う。対象となつた遺物の美的造形性とその様式的変容、およびそれを生み出した人々の美的感覚に興味をもつっていた。以上のようにして、ヤーコプ・スタークは古典考古学研究で培つた美術史的関心へと移行するとともに、先史考古学の編年的研究方法から決定的に隔たり、ヨーロッパ美術史の世界に接続していく。筆者はこの点で美術史に一定の科学性をもつた様式史的方法を確立した「ウイーン学派」のアロイス・リーグルの「連續波状植物文様」(唐草文様)研究から影響を指摘する。リーグルは各時代・民族・文化圏に固有の「芸術意欲」が存在し、それぞれに固有の美術様式を生み出すという方法概念を提起した。筆者によれば、ヤーコプ・スタークは自身の植物文様研究においてリーグルの所論を手がかりにして、鉄器時代の植物文様が地中海世界を中心にして展開した植物文様の系譜に属し、その連鎖の環のひとつとして独自の様式を有するものとして認識した。これによつて、ヤーコプ・スタークは非古典的な古代ヨーロッパ遺物をヨーロッパ美術史の枠組みの中でとらえる道を切り開いた。しかし、彼は20世紀初頭にヨーロッパで展開した近代装飾芸術運動の中で、「ケルト装飾」の「非古典性」、「反自然主義」といった特異性を強調し、安易なアナロジーで古代から中世へのケルト美術の系譜的連続を認識する立場とは、一線を画していた。この点で筆者は、ヤーコプ・スタークが古代における地中海世界とアルプス以北の世界との接点を模索し、「古典古代」に始まるヨーロッパ美術史の地平の拡大をめざしたことを強調する。

第3章以下では、ヤーコプ・スタークによる大陸の「ケルト美術」の発

見をもつて「ケルト美術史」成立の画期とする一般的な認識の妥当性が、批判的に検討される。そのため、筆者は英國における学的状況を明らかにし、その中でヤーコプ・スタークがいかに受容されたかを考察する。

第3章では、一九九一年にヴェネツィアで開催された「ケルト人」展が20世紀末までにヨーロッパで培われてきたケルト・パラダイムの一極点であることを明確にし、その構造的特徴を指摘する。ケルト美術の系譜は、約3世紀の様式上の断絶があるにもかかわらず、古代の鉄器時代（ハルシュタット後期～ラ・テュヌ期）から中世初期のキリスト教美術へと、長大なタイムスパンで考えられている。さらに、空間的にも、内陸ヨーロッパとブリテン諸島にわたる。筆者によれば、このパラダイムはヤーコプ・スターク自身のケルト美術論からは生まれえないものであつた。英國には彼のケルト美術論とは全く異なるケルト美術論がすでに存在し、それが比較的最近になつてヤーコプ・スタークのケルト美術論と結びつけられた結果、上述のパラダイムが生まれたのである。

英國では一八五〇年代前後にローマ＝ブリテン以前の「我々自國の古代遺物」に対する関心が高まり、非ローマ的な「英國の過去」を具体的な遺物研究によつて明らかにしようという動きが起きた。第4章は、この結果生まれた「後期ケルト美術」と規定される英國独自のケルト美術論と、さらにこれと平行して装飾・デザイン分野での「ケルト装飾」への注目という形で生まれたケルト美術論という、二つの潮流を検討する。「後期ケルト美術」とは、古物収集家ジョン・ケンブルの『使者達のホーラ』（一八六三年）で提起された概念である。ケンブルはローマ＝ブリテン以前の鉄製や青銅器製の遺物群に共通の、ローマの造形にはみられないような意匠や加飾技法に注目し、それらを「後期ケルト美術」と一括した。それは高度な金工技法によつて支えられた華麗でうねるような植物的表現を特徴とする。このような高度な造形性を指摘することによつ

て、それまで「野蛮」状態とみなされてきたローマ以前のブリテン諸島の歴史を再評価し、自國の歴史に組み入れようとしたのである。さらに注目されるのは、「後期ケルト美術」と中世初期のキリスト教美術（ハイバーノ＝サクソン系彩飾写本）との間に造形性における系譜を見出そうとしたことである。

これに対しても、同じ頃、英國の装飾・デザイン分野でも「ケルト装飾」が注目され、当時盛んに刊行された文様集成図譜にとりあげられた。その中で最も注目すべきひとつ、オーウエン・ジョーンズ『装飾の文法』（一八五六年）は「ケルト装飾」を大きく取り上げていて、これで知られる。しかし、そこでは「後期ケルト美術」はとりあげられず、中世初期のキリスト教美術における「ケルト装飾」のみが掲載されている。英國美術史のなかで「古代」と「中世」を系譜的に結びつける発想はこの分野にはなかつた。英國におけるケルト美術論には後のケルト・パラダイムに向かう萌芽は認められるものの、なお異なる二つのケルト美術論が併存する状態であつた。

第5章では、このように併存する二つのケルト美術論を擁した英國がヤーコプ・スタークをいかに受容したかを考察する。その際、筆者はこれまであまり注目されてこなかつた関連を指摘する。「ウォーバーク研究所」によつて主催された四つの展覧会のひとつ、「英國美術と地中海世界」にヤーコプ・スタークが「ケルト美術」について解説を執筆しているのである。しかし、その解説は「古典的形態のケルト風変容」というものであり、彼がドイツ時代に形成したケルト美術論の延長にあつた。「後期ケルト美術」に含まれる遺物を英國に固有の「非古典的・反古典的な現象」としてではなく、あくまで古典的造形の変容としてとらえた。これに対しては、当時新たな展開を示していた英國の先史考古学から2つの点で厳しい批判があつた。新しく発掘された資料をとりいれず、古くか

らの美的価値ある「名品」に重点を置きすぎていること、大陸の鉄器時代の「ケルト美術」の造形とのたんなる形の上の類似から英國古代の遺物の造形を「ケルト美術」に包摂していること。いいかえれば、ヤーコプ・スターのケルト美術論は英國考古学からは実証的には英國古代に適用できないものとされたのである。ヤーコプ・スターのケルト美術論は英國考古学の発展による英國鉄器時代への理解の変化故に、彼の地では受け入れられなかつたのである。

にもかかわらず、今日、ヤーコプ・スターは「ケルト美術史の学祖」としてなお位置づけられている。筆者によれば、それは、一九七〇年代までに英國で展開した新たな美術理論や芸術批評運動の中で、彼のケルト美術論が再評価された結果であつた。第二次大戦後の英國美術史界の特徴は、「英國美術」とは何かという問いに向かつた。その中で最も影響力があつたのがニコラウス・ペヴスナーの芸術地理学（芸術に「国民性」が現れる）であつた。彼はアナロジーにもとづき、「非古典的」もしくは「装飾的」といったタームで中世初期のキリスト教美術（ハイバーノン・サクソン系装飾写本）に特徴的な複雑な装飾的形象群と、かつてケンブル達が見出した英國古代の鉄器時代の「後期ケルト美術」のそれとを系譜的連続性でとらえた。こうして、ヤーコプ・スターを介さずに英國のケルト美術の「古代」から「中世」にかけての系譜認識が確立した。

しかし、これが契機となつて改めてヤーコプ・スターのケルト美術論が注目されるにいたつた。第二次大戦後における美術理論の進展や抽象芸術の展開がその背景にあつたが、この点で決定的な役割を果たしたのは、ナンシー・サンダース『ヨーロッパの先史美術』（一九六八）である。この研究は先史遺物を「美術」ととらえる野性的試みであり、古典古代を美の基準とせずに先史の「非古典古代的美」の系譜を辿り、「後期ケルト美術」をその卓尾に置いた。その際、ヤーコプ・スターの業績を「ケルト美術」を「ケルト」そして「ゲルマン」の造形史の側から見直す言説は、

ルト美術」に「野蛮人の手によるヨーロッパ美術最初の偉大な貢献」を見出したものとして、「画期的」と評価した。ヤーコプ・スターによる先史ヨーロッパ（大陸）の「ケルト美術」の発見は英國の古代から中世への「ケルト美術」の系譜認識と類比的に共振する形で結びつけられ、彼は「ケルト美術史の学祖」に押し上げられることになった。ヤーコプ・スターは、「ケルト美術」を「古典古代」に始まるヨーロッパ美術史の一角に位置づけたのであるが、いまや先史の「非古典的美術」の系譜に置かれることになったといえよう。

以上のケルト美術史の成立をめぐる複雑な状況は、一九七〇年に工デインバラとロンドンで開催された「初期ケルト美術展」に総括的な形で現れている。ここに、ドイツでヤーコプ・スターによつて見出された「大陸のケルト美術」と、独立して英國で創出された「後期ケルト美術」、そして初期キリスト教美術における「ケルト装飾」とが一堂に会し、「装飾性」と「非古典的性格」を共有するものとして相互に系譜の連鎖をなした。

以上のように要約される「ケルト美術史」成立過程の分析は本論文の末尾に置かれた次の文言によつて締めくくられる。すなわち、ケルト美術史とは「それ自体単独の方法論やシンプルな認識によつて成立したものではなく、様々な文様觀や年代觀、美学的判断などが、相互に類縁性を見出す形で初めて登場した。」ヤーコプ・スターは、出自も方法論も異なる諸潮流の複合において形成された「ケルト美術史」において、いわば回顧的に「学祖」に押し上げられたのであつた。

論文審査の結果の要旨

ケルト考古学の19世紀後半における浮上によつて、基層のヨーロッパを「ケルト」そして「ゲルマン」の造形史の側から見直す言説は、

一九一〇年代の人類学の形成と並走し、美術史・美学・文明論においてはヴォリンガーの『抽象と感情移入』（一九〇八年）によつて明確に創始された。そして20世紀末、冷戦が崩壊してのち、ヨーロッパにおいては、本論文が紹介しているように、一九九〇年代から新たなEUの体制が、「ケルト」をヨーロッパ諸国との共通遺産として再評価し、ヴェネツィアのパラツォ・グラッシで大ケルト展（ICelti展）も開催された。

そのような今日的なヨーロッパの動向に「ケルト問題」は絡みあつており、本論文が「学祖」としての「ヤーコプ・スター」を対象としたことの動機は重みをもつてゐるといえる。

すべての人文学的當為の例に漏れず、ケルト学はつねに、このようなヨーロッパの動向から、とくに一九九〇年代以降の英國においてはケルト系のスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにおける政治経済の時局的問題を背景にして、言表されてきた歴史がある。本論文は、ヤーコプ・スターの研究にのみ光を当てたものとして一見みえながら、今日のヨーロッパのケルト学全体にわたつて活発に議論されている、近代ヨーロッパにおける非古典的な文化性の再評価にかかる本質的な問題を提起している。

以上のような意義を持つ本論文は、「ケルト美術史」の成立をめぐる知の系譜学のおそらく最初の本格的な試みである。その最大の成果は、この学的カテゴリーの「学祖」とみなされるヤーコプ・スターの知的遍歴と彼のケルト美術論の形成を、彼をめぐる人的・知的ネットワークのなかに探しながら、美術史における「ケルト・パラダイム」の生成がこれまで認識されてきた以上に複雑な性格をもつことを明らかにしたことである。この知的系譜の展開を記述する筆致は、物語的ともいつてよいほどに精彩に富んだものであり、本論文を魅力あるものにしている。以下に、本論文がとくに評価される具体的な諸点を述べる。

まず第一に、ヤーコプ・スターの「ケルト美術史学」に光を当てる議論の前提として、ドイツ考古学の展開とヤーコプ・スターの古典古代研究という前史を詳しく検証している点にある。第1章で記述されるとおり、ヨーロッパの考古・美術史学の歴史において、18世紀末から19世紀にかけての新古典主義的ドイツは、「北方ヨーロッパ」に属するにかかわらず——否、「北方」であるゆえに——18世紀中葉のヴィンケルマンを祖として、「古典美術」史学の本拠地となつた背景がある。そもそも古典古代研究者であるヤーコプ・スターは、「古典からは最も遠い」北方の島国（ヘブズナー）である英國へと戦時下の事情により本拠を移し、そのことによつて「古典・非古典」の対立のパラダイムの境界を取り払は、「ケルト美術史の再編」を促す契機となつた。本論文はこの逆説を指摘して、英國における「ケルト・パラダイム」成立とヤーコプ・スターの間の屈折した関係を明らかにした。

第二に、本論文は、ヤーコプ・スターが亡命先での言語（英語で書いた『初期ケルト美術』）に光りを当て、「ドイツと英國」のあいだに横たわる近代の政治史的背景を映し出しながらも広いスコープを構築した、ヤーコプ・スターの方法論の誕生をつまびらかに検証したことである。この点は筆者によつて初めて本格的な光を与えられたところである。ドイツの神話・考古学研究は、「地中海世界」（古典古代ギリシア）と「アルプス以北・北方世界」（非古典）古代ケルトおよびその繼承としての初期中世」の図式を保つたが、ヤーコプ・スターはこの対立した二項を連續性のもとに捉えなおしていく。本論文は、独英を横断するヤーコプ・スターの思考における形態分析と編年構築の方法論を集中的に議論し、「古典古代から遠い」が近代の普遍言語としての英語圏から発信する新しい言説としての「ケルト美術史」の輪郭をこれまでになく明確にした。ヤーコプ・スターによるケルト美術史学の構築に関する本論文の主眼

のひとつは、その編年・様式の再編方法への注目である。本論20—29ページおよび卷末の編年についての比較年表にもしめされているとおり、彼はヒルデブラント、ティシュラ、ライネッケ等によって継承されてきた、ケルト考古・美術史の編年「基準」を乗り越えようとした。その際、島嶼系の遺物を出土する英國に在ったヤーコプ・スタールが、ケルト考古学における古典的な「三区分法」の継承と批判についての議論を経て、時間軸（初期様式）や、出土地（ヴァルトアルゲスハイム様式）や、遺物のジャンルや形態（刀剣様式、立体様式）といった複数の概念を重層化させながら、いかに編年・様式を再編していったかを明らかにしている。その一方で、ヤーコプ・スタールが、英國の展覧会図録では、「島のケルト」の遺物よりも「大陸ケルト」の出土物を典型として積極的に紹介したという「矛盾」が指摘され、大変に興味深い。

第三に、ヤーコプ・スタールの方法には、本論文も述べるように、ウイーン学派の泰斗アロイス・リーグルの方法論からの影響が認められる。リーグルの価値は、本流といわれる絵画・彫刻史の「外部」としてあつた建築や工芸という美的表象を象徴的に飾る「装飾文様」を初めて主題化し、「人文学としての美術史」のなかに取り上げ、それを産み出した民族ないし言語文化集団の「芸術意欲 *Kunstwollen*」をそこに見出すというものであった。本論文が強調するように、ヤーコプ・スタールがドイツ考古学における伝統としての「古典美術」の研究方法から出発しながら、それとは時空ともに遠いとみなされるブリテン諸島の出土物に有効な方法論を模索した際、このリーグルの方法論が導きとなつた。このように考古学分野で研究されていた「ケルト」を美術史に接合する経緯を明らかにしたことは、考古学と美術史の両分野で横断的に活動する筆者ならではの業績であると評価できる。

以上の三点にみると、本論文は「学祖」ヤーコプ・スタールを中心

に多くの新知見をもたらした。しかし、若干の問題点と課題も指摘された。

まず、本論文は序論が不十分であり、本来そこで行われるべきケルト学諸分野における現在的議論をやや欠いたために、ヤーコプ・スタールという「学祖」像の検証がもちうる射程の大きさが十分に強調されていない憾みがあつた。論文の過程で、ヤーコプ・スタールについての議論なしにはケルト考古・美術史学の現在は成立しない状況を十分詳らかにしたとはいえ、序論の不十分さが論文の意義を理解しにくくしていったことは否定しがたい。次に、本論文の成果の上に立つてさらに追求することによって、今後の展開が期待される課題が指摘された。すなわち、「古典考古学者」ヤーコプ・スタールの多面性にもつと注目すべきであるという指摘である。一九四四年の『初期ケルト美術』に集約されていくさまざまな論考を、英米のいわばトランス・アトランティックな媒体（たとえば *American Journal of Archaeology*）に発表し、またケルト人の南東ヨーロッパの隣人であるトラキア（現ブルガリア）の考古学を、アテネの学術雑誌に発表するなど、彼はいわば「ケルト」の「古代」を浮上させるために、「その他の関係する古代」についても戦略的に発表していた。このような角度から、ヤーコプ・スタールの多様な論考を、より掘り下げて検討する必要があるだろう。

上記のような問題点や課題を指摘しうるとはいえ、ヨーロッパ文化の再検証のひとつ「原基」として「ケルト」の造形表象が、今日のヨーロッパの再構築に刺激を与えていた。そのなかで、本論文のおこなつた、英独を横断した「学祖・ヤーコプ・スタール」の検証は、「少數の言語文化集団」の歴史・文化とみなされるケルトではなく、ヨーロッパ全体で共有されるアクチュアルなテーマとしてケルトを再考する上で、本質的な貢献をなしたものとして高く評価されるであろう。

以上により、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するのに相応しい水準に達しているものと評価した。

平井芽阿里

一九八

試験または学力確認の結果の要旨 『南西諸島の村落祭祀の現状と民間信仰に 関する考察——宮古諸島西原のナナムイを事例として——』

本論文の公開審査は二〇〇九年六月二十九日午前10時から12時まで、末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、申請者の本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することが適当であると判断する。

学位の種類	博士（文学）
授与年月日	二〇〇九年九月十八日
審査委員	
主査	北村 稔
副査	津波高志
副査	檜枝 陽一郎

論文内容の要旨

本論文は、奄美諸島、沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島を含む南西諸島において、最近まで継続されていた村落祭祀と、祭祀を支える宗教的な基盤である民間信仰の現状を、宮古島の北部に位置する西原地区に焦点を絞り、克明に調査し記述したものである。

ちなみに、民間信仰とは、南西諸島の住民たちの間に存在する、自然界だけではなく道具をはじめ人間生活に関わるあらゆる事物には各種の神が宿ると考える宗教的な世界観である。

また、村落祭祀の村落とは、いわゆる字という地区名により限定される個別の集落である。西原地区では、字の下に里があり、里の下には支部がある。すなわち、字は東里と西里に分かれ、東里は東支部と南支部に、西里は北支部と西支部に分かれている。

本論文が調査対象とする西原地区（以下、西原とよぶ）では、地区住民

から複数の男女が神役として選出され（神役は種々の固有の名称を持つ）、ナナムイとよばれる村落祭祀の組織を運営し、一年を通じて40数回におよぶカンニガイ（神願い）とよばれる大小の祭祀が行われてきた。

論文の第1章は、村落祭祀の行われる聖域であるウタキ（御嶽）と、そこに祭られている神々についての記述である。西原には17箇所のウタキがあるが、村落単位の儀礼がおこなわれるのは、このうち11ヶ所であり、そのほかのウタキでは里単位や支部単位の儀礼が行われる。著者は先行研究に依拠しつつ、11ヶ所のウタキの所在地を示す地図と、代表的なウタキの内部の俯瞰図や写真を提示する。そしてウタキに祭られている数多くの神々の名称の現地音をカタカナで写し取り、さらに（ ）を付して、ひらがなと漢字により神々の名称の意訳と性格を提示している。たとえば、「ナナカーウツン タカビライウラマイ フヤグミ（七井戸 崇め奉る神様）—井泉の神」などである。

第2章では、村落祭祀の組織であるナナムイの構成が、著者の調査結果をもとに克明に記述される。西原では、女性は数え年46歳で、男性は7年間、神役として村落祭祀にたずさわる。ナナムイの内部は、女性と男性の神役集団に分かれる。男性の神役はニガイウヤと総称されるが、女性の神役はハナヌンマとよばれる役職集団と、ナナムイヌンマとよばれる役職をもたない一般職の神役集団、さらに唯一人でヒューリトリヤとよばれ祭祀の日取りを決定する神役から構成される。村落祭祀においては、女性が中心的な役割をはたしており、男性神役の役割は、ウタキの参道の掃き清めや、ウタキで神に供えられる泡盛を用いた酒盛りなどが中心となる。ただし10月に行われるミヤークヅツ（宮古節）という祭祀では、男性神役が主導的役割を果す。

第3章では、1年間に40回以上も行われる村落祭祀の全容が紹介され

る。提示されている一覧表によれば、多い月では6回も村落祭祀が行われているが、平均すると月4回であり、毎週なにかしらの村落祭祀が行われていることがわかる。そして主要な村落祭祀について、使用される道具（神道具）と、祭祀の進行状況が克明に記述される。最大の村落祭祀は10月に行われるユーケイ（世乞い）である。ユー（世）とは、豊かさ、幸福、五穀豊穣などを意味し、字長、議員、自治会長、神役の家族や親戚が参加する。3日間かけて行われ、最大の聖地であるウバルズウタキに一晩籠もるほか、全部で9箇所のウタキを巡拝する。

第4章は、第3章で記述された村落祭祀を構造的に把握するために、以下に示す個別のテーマに絞り込んだ記述が行われている。(1)各神役の行動の実態、(2)各種の村落祭祀の日程と挙行時間帯、(3)祭祀儀礼の内容、(4)挙行の場所、(5)ブンビシ（盆を並べる供物の配置方法）の基本形と各種のバリエーション、(6)祭祀の場での神役たちの座順、である。このほかすべての村落祭祀について、ハナヌンマ、ナナムイヌンマ、ヒューリトリヤ、ニガイウヤという各神役たちが、単独あるいは他の神役との合同で司祭者を務める状況を、祭祀ごとに細かに分類している。

第5章は、村落祭祀を担う神役の不足が主たる原因となり、村落祭祀が衰退している現状の分析である。神役が不足する理由は、さまざまな職業を営む人々の日常生活の活動と、神役としての義務の遂行が、衝突するからである。こうした事態に対し、西原では、祭祀儀礼の核心は保持しつつも、仕事に支障の出ないように祭祀の日取りを土曜日と日曜日にあつめることや、夜を徹するウタキでのお籠りの廃止、祭祀開始時間の夜更けから早朝への変更、神役にかかる衣装や神道具への金銭的負担の軽減、ナナムイの運営に関して構成員の間で行われる祝い事の簡素化など、適宜に改編が加えられた。伝統にこだわり中断するよりも、形を変えてでも継続することに重点がおかれたのだが、これに対し池間

（宮古島の北に位置する池間島を指すが西原の住民の大部分は明治七年にこの池間島から分村してきた）では、村落祭祀をとりまくすべての構造に関して、伝統に忠実であろうとする空気が濃厚であり、しばしば村落祭祀の中止をみた。

第6章では、村落祭祀の中心的役割をになう女性神役たちの実生活に光があてられる。日常生活の上で、彼女たちは、母としてまた妻としての役割よりも、神役としての役割を優先させなければならない。夫が生命の危機で入院していても、幼い子供が病気のために一人で家にいても、神役は村落祭祀に行かねばならないのである。そして神役の家族も、最大の祭祀であるユーケイ（世乞い）のためには、総出で供物の準備を手伝わなければならない。著者は現役を含む5人の神役経験者からの書き

書きに基づいて、女性神役たちの緊張した日常生活を描写している。さらには著者は先行研究に基づき、負担と緊張の多い女性神役たちの環境は、一方では46歳から56歳という人生の「中年期」におかれた女性たちに「祈りの共有」をもたらし、集団としての連帯意識を高揚させているのだと指摘する。この指摘は、著者が論文中で繰り返し述べている事、すなわち西原では女性たちがナナムイを女性たちの学校であるかのごとくにとらえ、ナナムイへの入退出を入学と卒業と言い習わしている事実に符合している。

第7章では、本論文の表題に掲げられている「民間信仰」の実態が記述される。著者は、先行研究と自身の調査をおりませながら、各種の宗教行事と一体化した生活を送る地域住民の日常を描き出している。すでに述べたとおり、西原は幾つかの里や支部という小規模な単位で構成されており、里や支部でも、西原全体で行われる村落祭祀と同質の祭祀が行われている。著者の調査によると、村落祭祀に比べれば、里や支部の祭祀は年間の回数も少なく、儀礼も簡略化されており、神役の女性や男

性も当番制で就任を拒む人はない。さまざまな職業を営む人々の日常生活での活動と、神役としての義務の遂行が衝突しない環境の中で、伝統的な宗教行事が行われているのである。民間信仰では、日常生活で起ころするすべての出来事は、神や先祖（もちろんの靈を含む）と関わっている、と考えられている。そしてこの関わりは、身体に発生する異常事態を通じて、シラシ（知らせ）として顯在化する。たとえば、首、肩、胸の痛みはイチジヤマ（生靈）の影響である。目や喉の異常は、井戸の管理をおろそかにしたシラシである。人々は、病気、事故、怪我の際に病院には行くが、原因が不明であったり、治療効果がはかばかしくないと、「神懸り」状態になつて神と交流するムヌスを尋ねて、神々や先祖からのシリシを知ろうとする。

著者は第6章で、村落祭祀の担い手である女性の神役も種々の宗教的「心靈現象」を経験することを記述しているが、女性の神役の「心靈現象」と、ムヌスのおこなう「神懸り」とは別のものである、という。著者自身が経験したように、女性神役は著者の「夢を読み解く」が、神役はあくまでも司祭なのであり、人々の間では、神々の意思是ムヌスを介さなければ伝えられてはこないと理解されている。

終章は、著者による各章ごとの内容のまとめなので、ここでの要約は省略する。

本論文の結論において、著者は西原における祭祀組織が二〇〇一年以降は衰退し、二〇〇九年には運営を停止する運命にあることを指摘する。しかしながら、祭祀行為の基盤に位置している民間信仰は全く変化せず、その宗教的世界観は個々の家庭や個人のレベルにおいて従来どおり存在し続けていることを確認する。そして、この状況の中から新しい形での村落祭祀が復活するのではないかという予感を提示し、動向を見守つていくと述べて筆をおいている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、変動しつつある村落祭祀に関する現地調査による克明な報告である。論文中に述べられているとおり、著者は二〇〇一年から二〇〇九年の長期にわたり、西原の村落祭祀に関する克明な調査に携わった。二〇〇一年の八月から九月にかけては沖縄本島において、西原出身の神役経験者の女性から聞き取り調査を行い、二〇〇二年と二〇〇三年にはそれぞれ十日前後、西原に滞在して最大の村落祭祀であるユーチイ（世乞い）を調査した。さらに、二〇〇四年一月から十一月まで、および二〇〇五年三月には、文化人類学用語でいう参与觀察（調査対象とする組織に参加して生活を共にしながら調査する）を行い、約一年にわたり西原の神役の女性の家庭で生活した。この間、村落祭祀への参加は言うに及ばず、神役に選ばれた女性の日常生活すべてに同行した。また二〇〇九年一月には、京都大学グローバルCOE拠点プログラムの国際共同研究の一環としての助成を得て、博士論文作成に向けての最終的な調査を一週間にわたり行つた。

以上の周到な調査の成果である本論文が、貴重な記録として今後のこの方面的研究に資することに対しては、議論の余地はない。

しかし本論文には、対象を克明に記述することに偏する余り、同じ対象が重複して記述される箇所が散見されるのは事実である（たとえば第3章と第4章）。また記述した対象を分析的に解釈しようとする視点が一貫しておらず、その結果、せつかくの克明な記述が、一面からいえば冗長な記述に陥つてしまふ部分があり、この点も惜しまれる。

さらに、審査委員会で各章の内容について示された問題点を列挙する

なら、それは以下のとおりである。

第2章では、男女の神役の役割分担が事細かに記述され、女性の神役

が中心的な役割をはたすことが明らかにされているが、なぜ十月に行われるミヤークヅツ（宮古節）の祭祀だけは男性神役が主導的役割を果すのかについての、十分な説明がない。また女性神役集団のナナムイスンマたちが祭祀の際に謡う神歌、あるいは神にささげる踊りの内容に深く立ち入らず、ただ祭祀のさいの儀礼の手順を克明に記述することに終始している。神歌の内容や神にささげる踊りについては先行研究もあり、説明を省略したのかもしれないが、簡単な説明を付け加えるだけで現在進行中の祭祀儀礼がより生き生きとしたものとして描き出されたはずである。このほか祭祀の日程を決めるヒューリトリヤが、どういう基準で祭祀日程を決定するのかについての確認が不十分である。参与觀察までおこなつたのであるから、これらの点について確認を試みておくべきだつたろう。

第3章では、神道具として使用されるカンヌブン（神の盆）をはじめ、各種の供物、ブンビシとよばれる供物の配置方法が分類化され、さらに儀礼終了後に供物のうちからハナ（米）と塩と酒を取り上げてカンヌブン（神の盆）にまとめておき、個々の神々にささげるウサギとよばれる儀礼の実態が、写真と手書きの図をもとに克明に記述されているが、各種の供物の持つ意味、あるいは各種のブンビシにこめられているはずの祈り手の意図などへの、分析的視点がもう少しほしかつたところである。

第5章における、池間と西原における村落祭祀の存続をめぐる対応の相違は、たしかに克明な調査に基づいているが、多くの共通項を持つ住民集団のなかで、なぜ西原だけが柔軟に対応でき、池間が対応できなかつたかという、両者の差異を決定づけた根本的な要因を解明するまでにはいたつていない。

第7章で、著者はムヌスの「神懸り」と女性神役の「心靈現象」は別のものであるという。しかし第6章には、女性神役がさまざまな神の姿

を見たり、突然に大きな音を聞いたり、神の意思を伝えるさまざまな夢を見たり、夢の中で神の声を聞いたりもする、と記述されている。また第7章では「心靈現象」を経験した神役の女性が、神役の任期中に或いは任期後にムヌスになる事例がある、と述べられている。以上の記述から考えれば、「心靈現象」と「神懸り」は著者の言うような別のものではなく重複あるいは通じる事象であり、「司祭役」と「神意の伝達者」の関係も画然としたものではない、という見解も可能となるはずだが、著者自身の記述が惹起するこのような別の見解についての十分な問題意識は、ここに見出すことはできない。

さらに全体に対しても、本論文は村落祭祀を内側から克明に観察したものであるが、村落祭祀を外側から見つめることも必要であるという意見も出された。すなわち、記述の対象となつた西原地区では、全ての住民が民間信仰に基づく生活を実践していくわけではなく、キリスト教の新しい会派や仏教の新しい会派を信仰する人々も存在しており、そのような人々の村落祭祀に対する眼差しを観察し、社会の人口構成も含めて、村落祭祀をとりまく周辺の現実の社会状況を、もう少し記述するべきではなかつたのか、という意見である。

以上のような問題点も指摘できるとはい、本論文が特定の課題に焦点を絞った記述的研究、すなわち課題中心的エスノグラフィーの成功例であることは、疑う余地がない。とりわけ、本論文が提示している新しい知見は、従来は重視されることのなかつたニガイウヤという男性神役の実態に光を当てることにより、村落祭祀の組織が男女の統合型であることを確認した点である。さらに図表と写真を駆使して、祭祀のさいの供物の配置方法であるブンビシを克明に類型化した点は、失われつつある対象を記録として残す上で、大きな意義を持つている。

沖縄を含む南西諸島の村落祭祀の研究は、一九八〇年代を境にして、

それまでの伝統的形態を追跡する研究から、祭祀の変容過程の研究へと焦点が移行していた。本論文も、このような研究動向の変化に沿つたものである。しかし従来の研究では、神役集団の成員補充に支障がでるために村落祭祀は崩壊あるいは衰退するという点に、焦点が絞られていた。これに対し本論文は、村落祭祀の基盤となる民間信仰が、村落祭祀と平行して消滅する傾向にはないことを確認している。そしてこれにより、民間信仰が存続する限りにおいて、常に伝統への回帰の可能性が秘められているという新しい知見を示したのである。

これらは卓見であり、全体としても博士学位を授与するのに相応しい水準に達していると、審査委員会で意見の一致を見た。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は、二〇〇九年六月二十七日（土曜日）の午後4時より5時半まで、清心館三階五三一教室で行われた。

申請者は、本論文の提出に先立ち、幾度も学会発表を行い、それらに基づく五編の単行論文を発表している。またこの間、国際日本文化研究センターの特別共同利用研究員や、京都大学グローバルCOE拠点プログラムの国際共同研究の一員として、南西諸島の信仰体系と信仰組織に関する研究の最先端で活動してきた。本論文は、これらの研究業績を踏まえたもので、公開審査での質疑応答によつても、博士学位に相応しい能力を有することが確認された。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学）立命館大学」の学位を授与することが適当であると判断する。